

# 平成27年度 内部統制の整備・運用状況に係る報告書 (概要版)



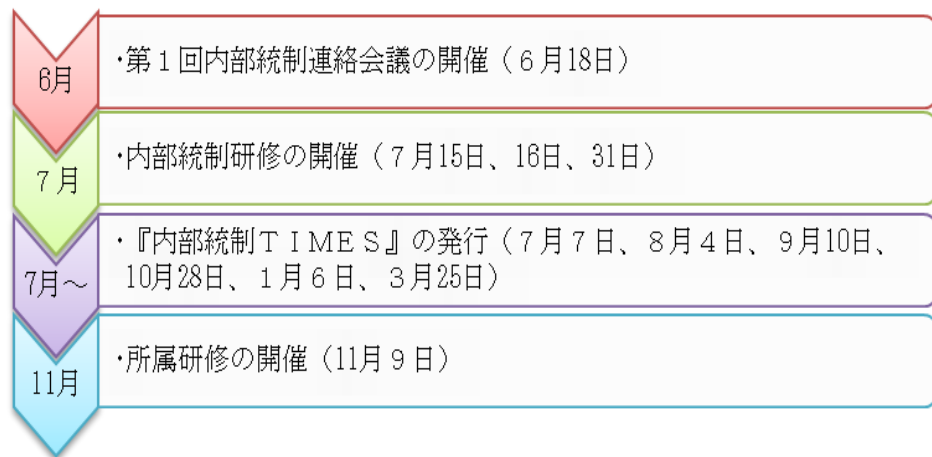
平成28年7月 第2回大阪市内部統制連絡会議資料

# 1 はじめに

- 平成27年度は、平成26年度に導入した内部統制を本格的に運用し、各所属で内部統制のPDCAサイクルが回るよう、(1)全庁的な内部統制の概念、意義の浸透、(2)共通業務内部統制責任者が実施するモニタリングの強化、(3)各所属の自律的なリスク管理体制の構築に向けた取組みの推進という3つの課題を挙げて取組みを進めてきました。
- 引き続き、業務の適正性を確保する仕組みである内部統制の整備・運用を推進し、市政に対する市民の皆様の信頼の確保に努めてまいります。

## 2 平成27年度の具体的取組み (1)全庁的な内部統制の概念、意義の浸透

- 内部統制連絡会議や内部統制研修の開催等を通じ、新たな内部統制の概念、意義の周知徹底を図りました。



### 成果

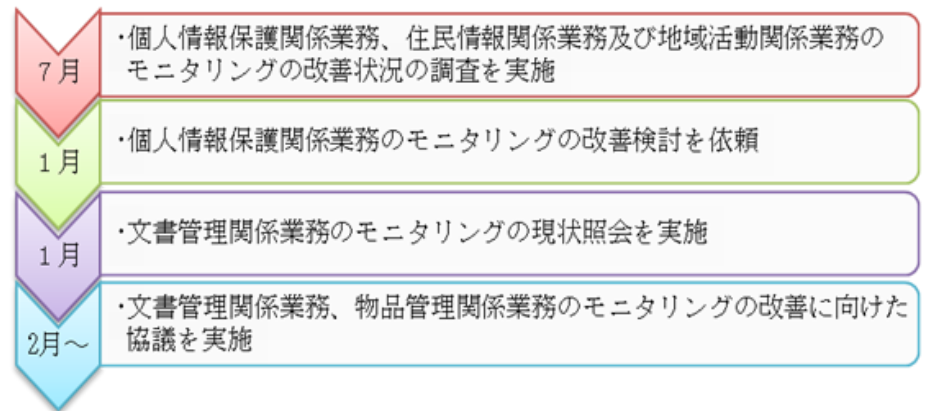
- ・内部統制連絡会議を開催したことにより、特別職及び全所属長間で、平成26年度の取組結果及び平成27年度の取組方針等を共有することができました。
- ・内部統制研修の受講者アンケートでは、研修内容の理解度について肯定的な評価の回答割合が90%以上であったことから、必要な知識、ノウハウを伝達することができました。
- ・内部統制総括員を対象としたアンケートでは、「内部統制TIMESは、内部統制の概念・意義の理解や具体的な取組内容の理解に役立っている」との回答割合が88%であったことから、適切な内容を提供することができました。

### 課題

- ・各所属において内部統制の取組みの定着に向けた次のステップとして、所属における各事務執行の責任者である内部統制員（課長等）に対し、内部統制の概念、意義の浸透及びリスクに対する意識の向上を図っていく必要があります。

## 2 平成27年度の具体的取組み (2) 共通業務内部統制責任者が実施するモニタリングの強化①

- ▶ 平成26年度中に改善の方向性が示された、住民情報関係業務・地域活動関係業務（市民局）、個人情報保護関係業務（総務局）のモニタリングの改善状況をフォローしました。
- ▶ 物品管理関係業務（会計室）、文書管理関係業務（総務局）のモニタリングの改善に向けた協議を実施しました。



### 成果

次のように、新たなモニタリングが実施されるなど、共通業務内部統制責任者のモニタリングの強化を図ることができました。

#### 【市民局のモニタリング】

住民情報関係業務、地域活動関係業務について、全区役所を対象とした新たなモニタリングが実施されました。

- ・住民情報関係業務のモニタリングの結果、住基等事務システム端末機ログインのためのユーザIDやパスワードの複数職員間での共有等の問題が判明しました。この問題に対しては、市民局が当該区役所の端末機管理者に対し、再発防止策の作成、提出を求める等の改善を講じました。
- ・地域活動関係業務のモニタリングの結果、ある一地域の書類に不備が多かったため、期限内に補助金額確定通知書が交付できなかった事案があったことが判明しました。この問題に対しては、区役所から当該地域に対し、引き続き指導を行うとともに、事務処理能力向上のための支援を進めることとしました。

#### 【総務局のモニタリング】

個人情報保護関係業務については、実施内容を改善した上で全所属を対象にモニタリングが実施され、文書管理関係業務については、サンプル所属に対し、試行的にモニタリングが実施されました。

- ・個人情報保護関係業務のモニタリングの結果、重要管理ポイント遵守責任者の未設置等の問題が判明しました。この問題に対しては、当該所属において必要な改善措置が講じられたことを総務局が確認しました。
- ・文書管理関係業務のモニタリングの結果、複数年に渡る内容の文書の編集に係る問題等が判明したため、総務局がその内容を指摘し、改善するよう指導しました。また、この問題は全庁的に共通する問題であることから、平成28年度以降のモニタリングのチェックポイントに反映することとしました。

## 2 平成27年度の具体的取組み (2) 共通業務内部統制責任者が実施するモニタリングの強化②

### 成果

#### 【総務局（現ICT戦略室のモニタリング）】

情報セキュリティ関係業務については、平成26年度の内容に加え、全所属を対象に新たなモニタリングが実施されました。

- ・標的型攻撃メール対応訓練の添付ファイル開封率が全体の2割に達する等の問題が判明しました。この問題に対し、総務局が訓練結果や不審メール受信時の対応について庁内ポータル等で周知するとともに、平成28年度のモニタリングでは対象者を拡大し、訓練を実施することとしました。
- ・情報セキュリティ外部監査において、システム運用保守業者の作業報告書の未提出など、システム所管課において委託先の適切な管理がなされていないことが判明しました。この問題に対しては、システム所管課において改善を実施するとともに、その結果について総務局がフォローアップ監査を行うこととしました。

#### 【会計室のモニタリング】

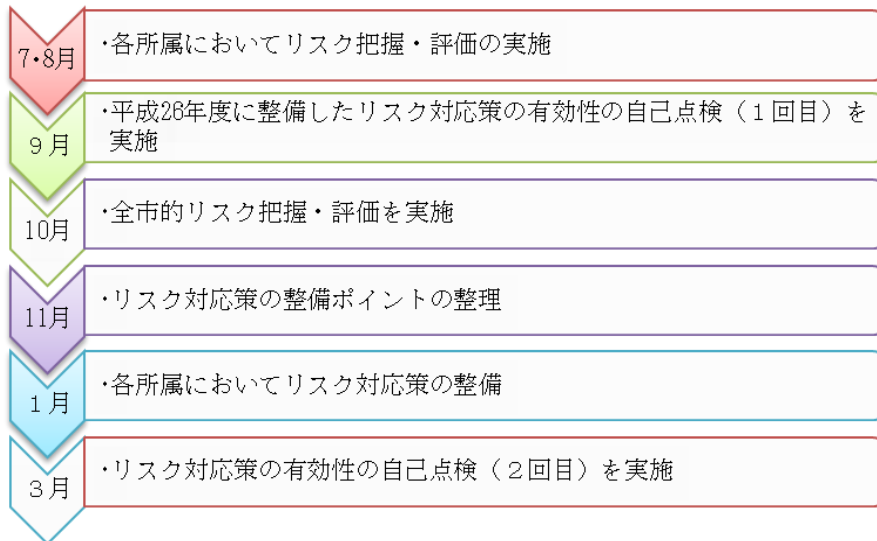
物品管理関係業務については、新たに全所属に対する書面調査によるモニタリングが年度末時点の物品現在高調査に併せて実施されました。モニタリングの結果を集約し課題等があれば改善指導を行うこととしています。

### 課題

- ・上記モニタリングについては、その不十分な点を個別に改善することができましたが、今後、各所属におけるリスク対応策の不備、不適が多数判明した場合やモニタリングの有効性が十分でないと判明した場合には更なるモニタリングの改善を図るため、引き続きその実施結果等をフォローする必要があります。

## 2 平成27年度の具体的取組み (3) 自律的なリスク管理体制の構築に向けた取組みの推進

- 各所属において、リスク把握・評価を実施し、重要度の高いリスクの対応策を整備しました。また、対応策の自己点検も実施しました。



### 成果

- 内部統制研修で具体的手法を習得して作業を行ったことにより、本格的なリスク把握・評価を実施することができました。
- その結果、各所属においてのべ299件のリスクが把握され、「業務の停滞」等がリスクの分野として重要度が高いと評価されました。
- 各所属において、把握したリスクのうち重要度上位3つのリスク及び指定リスクに係る対応策（のべ176件）が整備されました。
- なお、各所属において対応策を整備する際には、共通業務内部統制責任者がリスク対応策の整備ポイントを示したことで、最低限必要となる取組みを踏まえた対応策の改善検討を行うことができました。
- 平成26年度に整備したリスク対応策について、9月と3月に、自己点検を実施したことにより、内部統制のPDCAサイクルを回すことができ、その結果、のべ24件のリスク対応策を改善することができました。

### 課題

- 内部統制員ごとにリスク把握・評価を行うことにより、一層そのノウハウの浸透を図る必要があります。
- リスク把握の負担を軽減するため、範囲を絞って実施する等、作業方法の改善を行う必要があります。
- 全市的リスク把握・評価の結果、重要度の高かった「業務の停滞」については内部統制員の意識向上を図る必要があります。また、組織的な引継を行うための具体的なツールも検討し、提案する必要があります。
- 整備したリスク対応策は、今後、各所属において自律的にPDCAサイクルを回すとともに、共通業務内部統制責任者が定期的なモニタリングを行う必要があります。

### 3 平成27年度の総括 及び 4 平成28年度の取組み

#### 成果

- ・当初の予定どおり取組みを進めた結果、本格的なリスク把握・評価や自己点検の実施により、各所属において内部統制のPDCAサイクルを一巡させることができました。
- ・また、モニタリングの実施内容、実施方法を改善したことにより、その強化を図ることができました。

#### 課題

- ・職員アンケートで「適切に業務が行われているか日常的にチェックを行っていると考えている」と回答した職員割合が71.3%に留まっており、内部統制に対する意識が不十分です。
- ・平成27年度監査委員監査総括報告書においては、ガバナンス機能を補完する内部統制を強化し、業務の適正化に取り組むよう要請されています。

### 内部統制の更なる充実・強化が必要

#### (1)内部統制員に対する内部統制の概念・意義、ノウハウの周知

- ・リスク把握・評価を課単位で行うことにより、そのノウハウの周知・定着を図ります。
- ・引き続き『内部統制TIMES』を発行し、内部統制の概念、意義の浸透を図ります。

#### (2)重要リスクに係る対応策の整備及びモニタリングの強化

- ①「個人情報の漏えい」のリスクについて  
総務局のモニタリングの実施状況等を引き続きフォローします。また、交付・送付に係る業務を手順書やフローにより、プロセスレベルで可視化することで、より詳細なリスク対応策を整備します。
- ②「システム障害発生時の不十分な対応」のリスクについて  
システム所管課のリスク対応策をプロセスレベルで整備するとともに、ICT戦略室のモニタリング機能を強化します。
- ③「不十分な引継ぎ・進捗管理」のリスクについて  
業務プロセスを可視化した上で、それを組織的に引継いでいくための具体的なツールを検討し、各所属に提案します。

#### (3)地方制度調査会答申及び地方自治法改正への対応

- ・地方自治法の改正に対応する形で実施できるよう制度改正を実施します。
- ・最終的な内部統制の目標やそれに向けたスケジュールについても改めて検討、設定します。